

法の歴史は古い。古代メソポタミアの時代にはすでに「目には目を，齒には齒を」で有名は古代メソポタミアのハムラビ法典が存在していたことが知られている。古代中国には律令制度があって日本国にも輸入された。古代ローマ時代には広大な帝国内の司法・行政のために膨大な法律の山が築かれた。現代の法律制度の基礎をかたちづくったのはフランス革命の後に制定されたナポレオン法典だ。それら様々な法制度が歴史上の紆余曲折を経て次第に磨き上げられ，現代日本の法制度となっている。

これらの法制度には同じような部分と異なる部分とがある。異なる部分としては，たとえば国家制度に関する法制度について言えば，かつての封建制度を維持するための法制度は現代社会では通用しない。現代の日本は民主主義を標榜する日本国憲法の体制下にある。しかし，変わらない部分もある。たとえば，古代ローマ時代にはすでに確立されていた「法の不知は許さず」というルールがそれだ。日本国の法律の中では現行刑法の中に同じ意味をもつ条文が存在するし，世界各国の法律などの中にも同様の意味をもつ条文が必ず存在する。

では，「法の不知は許さず」とはどのようなことを意味しているのだろうか？

それは，「ある犯罪行為を実行する際に，その行為をすれば処罰されるということをその者が知らなかったとしても犯罪が成立する」というルールだ。

たとえば，怒りにまかせて自分の妹を殺せば殺人罪になるということを知らないで兄が自分の妹を殺したという事例を考えてみると，法制度上で自分の行為がどのような罪になるのか，どれくらいの刑になるのかを知らなくても，その兄は殺人罪として有罪となる。もしそうでないとなれば，検察官や弁護士などの法律の専門家でない限り処罰できないという奇妙な結果になってしまうだろう。

つまり，「法制度について知らないからといって，そのことによって許されることはない」ということを意味しているのだ。

さて，ネット社会が誕生してからそんなに年月がたっているわけではない。にもかかわらずネット社会は異常なまでに急激な発展を示した。そのため，ネット社会で生起するさまざまな出来事について，どのような法が適用されるのか分かりにくい場合が少なくない。その意味では，非常に多くのユーザにとって，ネット社会の法を知らない状態が存在していると言ってもよいだろう。このことは，法律家ではない一般の人々だけではなく法律の専門家でも同じことで，サイバー法の専門家などを除いては，一般にネット社会での法について全く無知な人が多いと言っても過言ではない。

そのために，「自分のしていることは違法な行為ではない」と勝手に思い込んで好き勝手

なことをした結果、ある日突然警察官がやってきて逮捕されてしまうといったようなできごとが発生することがある。

ネット社会だからと言っても何らかの犯罪行為を実行すれば現実社会の警察の目を逃れることはできないし、現実社会の裁判所で裁かれることになる。加害者の行動はネット空間で実行されるものだとしても、加害者自身は現実社会で生きている個々の人間なわけだから当然のことと言えるだろう。

要するに、「どのような法律が適用されるのか？」を知らなくても「法の不知は許さず」の原則に従い、必要があれば処罰されることがあるし（刑事責任）、被害者に対して損害賠償責任を負うこともあるわけだ（民事責任）。

私は、サイバー法の領域で約 20 年間にわたり研究を重ね、裁判官や弁護士としても実際にコンピュータやインターネット関連の事件をてがけてきたし、さまざまな事件について考える機会をもってきた。また、公的にも私的にもインターネット関連企業とのかかわりのある生き方をしている。

企業であればそれ相応の顧問弁護士がおり、必要があれば専門家の意見を求めるなどして適切に対応できる場合が多いだろうと思うし、企業のリスク管理の一部として事前にトラブルを発生させない方法を検討しながら企業活動が営まれている場合が決して少なくないだろう。もちろん、社会の中にはでたらめなことをやっている企業もあるしヤクザやマフィアが経営している犯罪的な企業もあるので、すべての企業がまともというわけではないが、総じてみれば最善の努力を尽くそうとがんばっていると評価できるだろう。

しかし、世間で痛い目にあったことのない者や世間を甘く見ている者の場合はどうだろうか？

最近、「根拠のない自信」のようなものに基づいて「大丈夫だ」と勝手に思い込み、安易な行動に走っている人たちと遭遇する機会がたまたま重なった。彼らがどのように思いながら行動するのも自由なのだが、どのように考えたとしても「法の不知は許さず」というルールは適用される。だから、もし彼または彼女の行為が犯罪行為と評価される場合には、刑法などの処罰法令によって処罰されることになる。「え〜っ！そんなの知らなかったよ〜」と言って泣きついてみても全くもって「あとのまつり」というわけだ。

だが、私は、法律家として彼らの行動を客観的に観察し、冷ややかに笑っているだけで済ますというわけにはいかない。無知のゆえに犯罪者とされてしまうようなタイプのできごとについては、その無知を解消する努力をするのが本当の法律家の役割というものだろう。

そこで、最近目に付いたいくつかの事例をモデル化した上で、その行為が法的にはどのよ

うに評価されるのかについて簡単に解説してみようと思う。

1 あなたの身近にも詐欺犯がいるかも

インターネット上ではいわゆる「出会い系サイト」なるものが大繁盛している。中にはまじめな「お見合いサイト」のようなところもある。しかし、その多くは本質的に詐欺サイトと判断してもよいものばかりと言っても過言ではないだろう。

何年か前に知人から聞いた話によると、その知人の友人（A）である某氏は出会いサイトを経営していたことがあるそうだ。そのサイトでは経営者であるAと数人のアルバイトだけが存在し、何十人もの人格を使い分けて画面上では若くて綺麗な女性がたくさん登録しているように見せかけ、できるだけじらしてポイントを購入させ、がっばりと金儲けをしていたそうだ。もちろん、画面に表示される女性など存在しない。最近では、この手のサイトは大いに自動化され、画像や言葉などがデータベースに収録されて、そこから適当に選ばれた画像や言葉などが自動的に発信されるようになってきているところも少なくないらしい。ちなみに、毎日のように押し寄せてくるアダルト系スパムメールの大半は、こうしたインチキ出会い系サイトから発信されるものだ。いわばネット版のテレクラとでもいうべきサイトということになるが、テレクラよりもたちが悪い。

さて、このAが経営していたようなサイトを法的にはどのように評価すべきだろうか？

実際に異性との交際を目的として登録している女性または男性が存在しないかほとんどいないサイトなのに「出会い」を実現できるサイトとして経営し、ユーザを騙してポイントを購入させるなどしてお金を支払わせる行為は、刑法に定める詐欺罪または詐欺未遂罪として有罪となる。

では、同様の行為を無料サイトとして運営した場合にはどうなるだろうか？

無料サイトといっても実際にはサイトにアクセスするための電気料金をユーザが負担していることには変わりがない。微細な金額にしかならないかもしれないけれど、金銭的損害を発生させているということにはなり得る。しかし、この電気料金を収入として得ているのは電力会社なのであって当のサイトではない。その意味でそのサイトがお金や利益を騙し取ったということとはできない。したがって、そのような無料サイトについては詐欺罪が成立する可能性は低いだろうと思う。ただし、本当は男性なのに若くて綺麗な女性のように装ってユーザのお相手をする行為が別の罪に問われる可能性はあり得るかもしれない。

なお、この手のサイトに集まってくるユーザ(?)の大半は中年オジサンなのだろうと想像するし、もちろん下心いっぱいにしてユーザとなるのだろう。その意味では、ユーザのほうだって威張れたものではない。しかし、その下心をくすぐって金を支払わせるところにこの手の詐欺の本質がある。詐欺は詐欺なのであって、被害者に下心があるからといって詐欺行為であることが否定されるわけではない。

他方で、この手のサイトから発信される悪質なスパムメール(迷惑メール)については、適法な商業広告を目的とするメールではなく詐欺の手段としてのメールということが出来るから、特定電子メール適正化法は適用されない。特定電子メール適正化法は、あくまでも適法にビジネスを行おうとしている企業が商業広告メールを発信する場合に適用される法律なのであり、詐欺などの違法行為の手段としてメールが発信される場合を想定した法律ではないからだ。つまり、詐欺の手段としてのメール送信行為は、いわゆる「スパム」としてとらえるべきではなく「詐欺」または「詐欺未遂」としてとらえるべきことになる。私の見解では、メールを発信した時点で(それが受信されなくても)立派に詐欺未遂罪が成立すると考える。

同様に、これらの行為を支援する行為をしている者についても刑事責任が問われることになる。

たとえば、詐欺的な出会いサイトで、女性になりすましてユーザの相手をするというアルバイトをしている男性がいると仮定した場合、その男性は、詐欺幫助罪として有罪となる。また、そのような詐欺的なサイトにサーバを貸したり、勧誘メールの発信代行などを行った者についても、そのサイトが詐欺サイトであることを知っておりながらそうしている場合には詐欺幫助罪として有罪となる。

このような広がりを考えてみると、意外と身近なところに詐欺罪、詐欺未遂罪、詐欺幫助罪で有罪となり可能性のある人が存在しているかもしれないということに気付くことができるだろう。先日、友人と会う機会があり、その友人の息子がその手のアルバイトをしていて結構よい収入源になっているという話を聞いたときには私のほうが真っ青になってしまった。もちろん、即刻やめさせるようにアドバイスしたことは言うまでもない。私はそのサイトの詳細を知らないので本当に詐欺罪が成立するようなサイトであるかどうかは知らない。しかし、仮にその友人の息子が未成年者であったとしても「法の不知は許さず」のルールが適用される。彼の息子が詐欺幫助罪で有罪となる危険性は否定できなかったからだ。

まことに無知とはおそろしいものだと思った。

(今回の教訓)

世の中色と欲とでできあがっている部分もある。しかし、お金というものは額に汗してまじめに働いて得るべきものだし、そうでなければお金の価値も分からなくなる。いわゆる「振込め詐欺」や「オレオレ詐欺」などの実行犯たちの多くは、騙し取ったお金をキャバクラ遊びなどでたちまち使い切ってしまったようだ。加害者にとっては「悪銭実につかず」ということなのだろう。そのようにして騙し取ったお金は浪費されてしまっているために、仮に被害者から加害者に対して損害賠償請求をしてみても事実上賠償不可能な事案が多いようだ。詐欺被害者にとってはまことにお気の毒なことなのだが、弁償が見込めない以上は最初から被害にあわないようにするためにリスク管理が必要ということになる。

エンドユーザとして接続プロバイダを選択する際には、プロバイダ自身がそのような詐欺行為を横行させないようにするためにどれだけの工夫や努力をしているかといった面にも留意することが大事だろうと思う。

大手のプロバイダでは利用規則(約款)によって詐欺などの違法行為のためにサーバを利用することを禁止しているのが普通だ。プロバイダ事業を営む者は、詐欺行為などを発見したり、その被害申告または苦情を受けたりしたような際には、毅然とした態度をとれるようにしておかなければならない。そのような場合の「表現の自由」や「通信の秘密」等との板ばさみ状態を適法に解消させるために、プロバイダ責任制限法が制定されている。利用規則(約款)を大事に飾っておくだけの「絵に描いた餅」では全く意味がない。

さて、ネット上では素人でも様々な取引ができる。それはそれで各人の自由なのだが、世間と税務署はそんなに甘くない。自分は「素人」であり「事業者」だとは全く思っていなくても、事業者としての法律が適用され処罰されることもあり得る。今回は、そのような事例などを中心にお話しをしようと思う。

<コラム>

裁判所の判決が公開されていないので実際にどのような処分になったのかが不明な事例がほとんどなのだが、出会いサイトがらみで詐欺行為として逮捕された事例は意外と少ない。その中の何件かは新聞やテレビなどで報道されている。例えば、2005年4月30日には女性会員が一人もいないのに情報通信料名目で架空請求をしていた神奈川県男性(当時33歳)などのグループが逮捕された。また、2004年7月30日には有料の出会いサイトなのに「無料」と表示していた行為が詐欺にあたるとして、神奈川県男性(当時28歳)が逮捕されている。なお、詐欺事案の以外にも様々な犯罪行為がある。例えば、出会いサイトで知り合った女性と現実に出会えたとしても、それは「美人局(つつもたせ)」の一種であり、その女性の背後にいる男(暴力団員や暴走族など)が恐喝をするといった事例も

増加しているようだ。いずれにしても、「チョイ悪オヤジ」を気取って遊んでいるとひどい目にあう危険性があることには変わりがない。